

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

東日本大震災の教訓を踏まえた原子力災害対策特別措置法^{※1}（以下、「原災法」という。）および関係省令並びに防災基本計画の改正や、原子力災害対策指針等の策定に伴い、これらの改正内容について、当社が定める原子力事業者防災業務計画に反映させ、関係自治体と協議の上、国に届け出ることが省令^{※2}で定められました。

このため、当社では、敦賀発電所の原子力事業者防災業務計画^{※3}について、修正案を取りまとめ、平成25年1月11日から関係自治体との協議^{※4}を開始しました。
（平成25年1月11日発表済み）

同計画について、原災法に基づき、関係自治体との協議を経たうえで、本日、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出ました。

当社といたしましては、今後とも、敦賀発電所の原子力防災対策に万全を期してまいります。

※1：平成11年9月30日に発生したJCOウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、原子力防災対策を強化するために原災法が制定された。

※2：原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（平成24年9月19日施行）

※3：原子力事業者防災業務計画

原災法に基づき、原子力事業者は、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を原子力事業者防災業務計画に定めている。

当社は、同計画を平成12年6月16日に作成し、毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正している。

※4：関係自治体との協議

・原災法第7条第2項の規定に基づき、原子力事業者は原子力事業者防災業務計画を修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。

・協議対象の関係自治体：福井県、敦賀市、滋賀県、岐阜県

添付資料：「敦賀発電所原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

以 上

完本はこちら
・敦賀発電所原子力事業者防災業務計画

「敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

原子力災害対策特別措置法(平成12年6月16日施行)第7条第1項に基づき、敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画を修正しましたので、同条第3項に規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表します。

1. 修正の目的

原子力災害対策特別措置法及び関連省令の改正、防災基本計画の改正、原子力災害対策指針の制定に伴う修正等

2. 修正年月日

平成25年3月18日

3. 修正の主な内容

○「敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画」修正の主な内容

関係省令等	原子力事業者防災業務計画の変更箇所
原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第2条改正に伴う修正	第2章 <ul style="list-style-type: none"> ・発電所緊急時対策所の場所・面積・自然災害への耐性、非常用電源および燃料、通信設備等に関する記載を追記 ・本店原子力施設事態即応センターの場所・面積・自然災害への耐性、非常用電源および燃料、通信設備等に関する記載を追記 ・発電所外に設置する原子力事業所災害対策支援拠点の候補地、発電所からの距離・面積・自然災害への耐性、電源および燃料等に関する記載を追記 ・原子力緊急事態支援組織との連携および当該組織が保有する資機材の操作員の育成に関する記載を追記
	第3章 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力緊急事態支援組織との連携および当該組織が保有する資機材の操作員の育成に関する記載を追記
原子力災害対策特別措置法第10条改正に伴う修正	第3章 <ul style="list-style-type: none"> ・特定事象等発生時の通報先の修正 (例：旧原子力安全・保安院→原子力規制委員会に変更)
原子力災害対策特別措置法第13条改正に伴う修正	第2章 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災訓練実施後の評価の実施、原子力規制委員会への報告およびその要旨の公表に関する記載を追記
防災基本計画 第11編 原子力災害対策編 改正に伴う修正	第4章 <ul style="list-style-type: none"> ・国、自治体と協力して汚染区域の除染、廃棄物処理の適切な処置実施、被災者の生活再建支援への協力を追記

以上

原子力事業者防災業務計画の概要

第 1 章 総則

原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正について規定

第 2 章 原子力災害予防対策の実施

原子力防災体制、原子力防災管理者の職務、非常事態の宣言・解除の方法、放射線測定設備・原子力防災資機材の設置、点検および防災教育・訓練の実施等平常時に備えるべき事項について規定

第 3 章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態が発生した場合の通報、避難誘導、モニタリング、医療、拡大防止対策、広報等の応急措置の実施、原子力防災センターとの連携について規定

第 4 章 原子力災害事後対策の実施

緊急事態解除宣言が出された後の発電所の復旧対策、広報やモニタリング活動のための原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与等について規定

第 5 章 その他

他の原子力事業者で原子力災害等が発生した場合の要員派遣及び資機材提供等の協力について規定

以 上